

学校法人愛国学園修学支援制度に関する規程

令和6年11月1日

改正 令和7年4月1日

愛国学園大学

(目的)

第1条 この規程は、将来の目標をもって学修する意欲と能力がある者が、経済的理由で学びの継続を断念しないで済むよう、入学金・授業料の免除・減額を行うとともに、給付奨学金を給付することにより、愛国学園大学での学びを希望する者を支援する、学校法人愛国学園修学支援に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象)

第2条 愛国学園大学に在籍する日本人学生等（国の「高等教育の修学支援新制度」で定める在留資格を有する者を含む。）を対象とする。

(給付区分)

第3条 受給資格を満たした学生（以下「学校法人愛国学園奨学生」という。）に給付される入学金・授業料の減免額、給付奨学金の額は別表1のとおりとする。

2 給付にかかる区分については、申請する前年度の住民税情報により算出された給付算定基準額により決定する。

(低所得者世帯としての支援)

給付区分	収入基準
区分Ⅰ	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。
区分Ⅱ	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、100円以上25,600円未満であること。
区分Ⅲ	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、25,600円以上51,300円未満であること。
区分Ⅳ (理工農)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、51,300円以上154,500円未満であること。

(多子世帯としての支援)

給付区分	収入基準
区分Ⅰ (多子世帯)	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
区分Ⅱ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、100円以上25,600円未満であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
区分Ⅲ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、25,600円以上51,300円未満であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。

P

A

G

E

区分Ⅳ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額※ ¹ の合計が、51,300円以上154,500円未満であること、かつ、多子世帯※ ² であること。
多子世帯	申請者と生計維持者の給付算定基準額※ ¹ の合計が、154,500円以上であること、かつ、多子世帯※ ² であること。

※1 給付算定基準額＝課税標準額×6％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）
政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税控除額＋市町村民税調整額に3/4を乗じた額とする。

※2 申請者の生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計、申請者の生計維持者の子にあたる者（申請者を含む）の数のいずれか小さい方の数が3以上である場合

（申請期間）

第4条 愛国学園修学支援を受けようとする者は、次表に示す申請期間内に、第6条に規定する申請書類を添えて、申請するものとする。

2 新入生で予約申請をする者は、郵送により申請することができる。郵送により申請する場合は、消印有効とし、第6条に定める申請書類を一括して、レターパックプラス又は簡易書留等受取確認が可能な方法で郵送するものとする。

新入生	予約申請	2月末日までに入学手続きを完了した者は、3月1日から3月20日
	在学申請	3月に入学定続きを完了した者は、4月10日から4月30日 9月に入学手続きを完了した者は、9月1日から9月30日
在学生	在学申請	4月10日から4月30日 又は 9月1日から9月30日

申請先：愛国学園大学 学務課 宛 （〒284-0005 千葉県四街道市四街道 1532）

3 学校法人愛国学園奨学生は、毎年度9月1日から9月30日の間に、第6条第4号に規定する書類を提出するものとする。

4 次年度においても修学支援の継続を希望する者は、第2項に規定する在学申請期間に、第6条第2号に規定する書類を提出するとともに、必要に応じて同条第3号に規定する書類を提出するものとする。

（申請資格）

第5条 申請できる者は、第3条第2項の収入基準のほか、以下に定める学業成績基準の双方を満たす者とする。

在籍年数	学業成績基準
入学後1年を経過していない者	次の①～③のいずれかに該当すること。 ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

P

A

G

E

入学後 1 年以上 を経過した者	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① G P A（平均成績）等が在学する学部等における上位 1 / 2 の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
---------------------	---

（申請書類）

第 6 条 申請書類については、次のとおりとする。なお、日本学生支援機構からの給付奨学金の予約採用者においては、次の第 1 号及び第 2 号を提出するものとする。

- （1）日本学生支援機構からの採用候補者決定通知、選考結果通知又は給付奨学生証（該当する者のみ）
- （2）学校法人愛国学園修学支援制度（新規・継続）申請書（様式 1）
- （3）学校法人愛国学園修学支援制度学修計画書（様式 2）
- （4）市町村県民税 所得・課税証明書（申請者及び生計維持者）
- （5）住民票（マイナンバー記載なし、世帯全員）
- （6）高等学校卒業程度認定試験合格証書（該当する者のみ）※コピー可
- （7）卒業見込証明書（予約申請をする者のみ）

（受給資格の審査及び決定）

第 7 条 第 6 条に規定する申請書類及び第 5 条に規定する学業成績基準に基づき、受給資格・給付区分の適否について審査するものとする。なお、編入学生及び転入学生で給付奨学金を受給していた者及び新入生で日本学生支援機構からの給付奨学金採用候補者決定通知又は選考結果通知を受けている者については、審査は省略できるものとする。

- 2 審査委員会は、愛国学園大学においては、愛国学園大学各種委員会規程（平成10年 4 月 1 日）第 3 条に定める総務委員会をもって充てるものとする。
- 3 学校法人愛国学園奨学生の候補者として決定した場合、学校法人愛国学園奨学生候補者本人に学校法人愛国学園修学支援制度審査結果通知書（様式 3－1）により通知する。また、給付が決定された際には学校法人愛国学園修学支援制度による給付金に関する決定書（様式 4－1）を送付するとともに、学校法人愛国学園修学支援制度給付にかかる誓約書（様式 5）及び給付金受取のため、学校法人愛国学園修学支援金振込口座届（様式 6）を提出させるものとする。
- 4 学校法人愛国学園奨学生の候補者とならなかった場合、学校法人愛国学園修学支援制度審査結果通知書（様式 3－2）により通知する。

（給付の方法）

第 8 条 学校法人愛国学園修学支援を受けようとする者は、愛国学園大学学納金等の納入に関する取扱規程に則り、学納金、その他経費を納入期限までに納付するものとする。

- 2 当該年度の給付金は、6 月、12 月に本人名義の口座に振込むものとする。

（受給資格の喪失又は停止）

第9条 毎年度受給資格を審査委員会において審査し、次のいずれかに該当した場合には、受給資格を喪失する。

- (1) 修業年限（4年間）で卒業できないことが確定した者
- (2) 標準修得単位数が5割以下である者
- (3) 授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低いと判断される者
- (4) 第3条第2項に規定する収入基準による給付区分に該当しなくなった者
- (5) 虚偽の申請があると判断された者

2 受給資格が喪失となった場合、理由を付して学校法人愛国学園奨学生に学校法人愛国学園修学支援制度審査結果通知書（様式3－3）により通知する。また、受給資格の喪失が決定された際には、受給資格喪失通知（様式4－2）を送付する。

3 学校法人愛国学園奨学生が休学した場合、復学までの間、給付金の支給を停止する。また、給付金の支給が停止となった場合、学校法人愛国学園修学支援制度審査結果通知書（様式3－4）により通知する。

（給付金の返納）

第10条 第9条により給付資格を喪失又は停止した者は、当該年度の給付金を指定する日までに返納するものとする。

2 返納する額は、その都度決定する。

（変更の届出）

第11条 申請した事項に異動があった場合には、学校法人愛国学園奨学生は速やかに申し出るとともに、その内容が証明できる書類を提出するものとする。

2 異動の申出があった場合には支給区分等の変更の有無について、審査委員会において審査し、支給区分の変更等が生じた場合、その結果を学校法人愛国学園奨学生に学校法人愛国学園修学支援制度審査結果通知書（様式3－1又は様式3－3）により通知する。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。